

○茅ヶ崎市ラブホテル規制条例施行規則

平成4年7月1日

規則第23号

改正 平成5年3月30日規則第2号

平成9年9月30日規則第25号

平成10年3月26日規則第4号

平成10年12月28日規則第56号

平成17年3月28日規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、茅ヶ崎市ラブホテル規制条例（平成4年茅ヶ崎市条例第23号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(届出)

第2条 条例第4条第1項の規定による届出をしようとする者は、ホテル等建築計画届出書（第1号様式）による正本及び副本に、それぞれ次の表に掲げる図書を添付しなければならない。

図書の種類	明示しなければならない事項
付近見取図	方位、計画敷地の周囲150メートルの区域内に存する建築物及び公共施設の位置並びに縮尺（2,500分の1以上）
配置図	方位、敷地の境界線、敷地内における建築物、看板、車庫等及び屋外照明灯の位置、敷地に接する道路の位置及び幅員並びに垣の位置、構造及び高さ並びに縮尺（200分の1以上）
各階平面図	方位、間取り、各室の用途及び有効面積、客室の浴槽及び寝具類の寸法及び位置、壁の材質、開口部、屋外・屋内階段、玄関、フロント、ロビー、廊下、各室の出入口、車庫等並びに縮尺（200分の1以上）
四面の立面図	開口部、看板及び屋外照明灯の位置並びに外壁の材質、色彩、形状及び寸法並びに縮尺（200分の1以上）
完成予想図	建築物、看板及び垣その他の工作物を彩色したもの
室内展開図	ロビー、フロントカウンター、食堂等、会議室等並びに客室の材質、色彩、形状、寸法及び設備並びに縮尺（100分の1以上）

2 前項に規定する図書のほか、市長が必要と認める場合には、その他参考となる図書を添付させることができる。

(通知)

第3条 市長は、条例第4条第2項の規定により、ラブホテルに該当しない旨の通知をしようとするときは、ラブホテルに該当しない旨の通知書（第2号様式）により行うものとする。

2 市長は、条例第4条第2項の規定により、ラブホテルに該当する旨の通知をしようとするときは、ラブホテルに該当する旨の通知書（第3号様式）により行うものとする。

(標識の設置)

第4条 条例第5条の規定による標識は、建築計画の概要標識（第4号様式）によるものとし、当該建築物の敷地内で、道路に面する場所に設置しなければならない。

(勧告)

第5条 市長は、条例第6条第1項の規定による勧告をしようとするときは、ホテル等の建築に係る勧告書（第5号様式）により行うものとする。

(命令等)

第6条 市長は、条例第7条の規定による命令をしようとするときは、ホテル等措置違反是正命令書（第6号様式）により行うものとする。

(平9規則25・一部改正)

(証人の出席の手続)

第7条 当事者は、条例第8条第3項の規定により証人を出席させようとするときは、当該聴聞の期日の4日前までに、当該証人の住所、氏名及び立証の要旨を記載した書面を主宰者に提出しなければならない。

(平9規則25・全改)

(立入調査員証)

第8条 条例第9条第2項の規定による証明書は、立入調査員証（第7号様式）によるものとする。

(平9規則25・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(旅館業を目的とした建築の規制に関する条例施行規則の廃止)

2 旅館業を目的とした建築の規制に関する条例施行規則（昭和46年茅ヶ崎市規則第22号）は、廃止する。

附 則（平成5年規則第2号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成9年規則第25号）

この規則は、平成9年10月1日から施行する。

附 則（平成10年規則第4号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年規則第56号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成11年1月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第12号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

ホテル等建築計画届出書

年 月 日

(あて先)茅ヶ崎市長

届出者 住所
(建築主) 氏名



茅ヶ崎市ラブホテル規制条例第4条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 敷地	ア 地名地番	茅ヶ崎市			
	イ 用途地域				
2	ホテル等の名称				
3	工事種別	新築・増築・改築・大規模の修繕・大規模の模様替・用途変更			
4 建 築 物	ア 高さ	最高の高さ m、 最高の軒の高さ m			
	イ 階数	地上 階、 地下 階			
	ウ 構造	造 一部 造			
	エ 客室数・定員	室 人			
	オ ロビー、食堂等及び会議室等の面積	ロビー	m ²		
		食堂等	m ²		
		会議室等	m ²		
		申請部分	申請以外の部分	合計	容積率
5	敷地面積			m ²	%
6	建築面積	m ²	m ²	m ²	建ぺい率
7	延べ面積	m ²	m ²	m ²	%
8	設計者	電話			
9	工事監理者	電話			
10	工事施行者	電話			

第2号様式(第3条関係)

ラブホテルに該当しない旨の通知書

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

茅ヶ崎市町 印

次の届出に係る計画は、茅ヶ崎市ラブホテル規制条例第2条第2項に規定するラブホテルに該当しないと判定されましたので、その旨通知します。

1 敷地	ア 地名地番	茅ヶ崎市			
	イ 地域・地区				
2	ホテル等の名称				
3	工事種別	新築・増築・改築・大規模の修繕・大規模の模様替・用途変更			
4 建 築 物	ア 高さ	最高の高さ m、 最高の軒の高さ m			
	イ 階数	地上 階、 地下 階			
	ウ 構造	造 一部 造			
	エ 客室数・定員	室 人			
	オ ロビー、食堂等及び会議室等の面積	ロビー m2 食堂等 m2 会議室等 m2			
		申請部分	申請以外の部分	合計	容積率
5	敷地面積			m ²	%
6	建築面積	m ²	m ²	m ²	建ぺい率
7	延べ面積	m ²	m ²	m ²	%
8	設計者	電話			
9	工事監理者	電話			
10	工事施行者	電話			

第3号様式(第3条関係)

ラブホテルに該当する旨の通知書

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

茅ヶ崎市長 

年 月 日付けの届出に係るホテル等の建築計画は、審査の結果、次の理由により、茅ヶ崎市ラブホテル規制条例第2条第2号に規定するラブホテルに該当すると判定しましたので、その旨通知します。

(理由)

第4号様式(第4条関係)

○○○建築計画の概要標識 この敷地内に、次のとおり○○○の建築を計画しています。			
敷地の所在地	茅ヶ崎市		
用途		敷地面積	m ²
構造	造		
階数	地上階、地下階	棟数	棟
高さ	m	床面積	m ²
建築主	電話		
工事施工者	電話		
工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
この建築計画についてのお問い合わせは、下記にお願いします。 電話			
年 月 日 設置			

100cm以上

100cm以上

80cm以上

第5号様式(第5条関係)

ホテル等の建築に係る勧告書

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

茅ヶ崎市長 印

あなたが茅ヶ崎市 に建築されているホテル等について、周辺環境の保全のため、茅ヶ崎市ラブホテル規制条例第6条第1項の規定により、次のとおり勧告します。

(勧告の内容)

第6号様式(第6条関係)

ホテル等措置違反是正命令書

茅ヶ崎市達第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

茅ヶ崎市長 印

あなたの に係る茅ヶ崎市 所在のホテル等は、茅ヶ崎市ラブホテル規制条例第3条又は第4条第1項の規定に違反しているので、同条例第7条の規定により、次の是正措置を講ずることを命じます。

- 1 命令の内容
- 2 理由
- 3 完了の期限

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、茅ヶ崎市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茅ヶ崎市を被告として(訴訟において茅ヶ崎市を代表する者は茅ヶ崎市長となります。)横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茅ヶ崎市を被告として(訴訟において茅ヶ崎市を代表する者は茅ヶ崎市長となります。)横浜地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

この命令に違反した場合は、 月以下の懲役又は 万円以下の罰金に処せられることがあります。

第7号様式(第8条関係)

(表)

	第 号
写 真	立 入 調 査 員 証
	所 属
	職
	氏 名
	生年月日
<p>上記の者は、茅ヶ崎市ラブホテル規制条例第9条第1項の規定による立入調査を行う職員であることを証明する。</p>	
年 月 日	
茅ヶ崎市長 印	

横 90mm 縦 60mm

(裏)

茅ヶ崎市ラブホテル規制条例抜粋
(立入調査)
第9条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に建築中若しくは建築後の建築物又はその敷地に立ち入らせ、必要な調査を行わせることができる。
2 前項の規定により、立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを関係人に提示しなければならない。

第1号様式（第2条関係）

第2号様式（第3条関係）

第3号様式（第3条関係）

第4号様式（第4条関係）

第5号様式（第5条関係）

第6号様式（第6条関係）

（平9規則25・一部改正、平17規則12・全改）

第7号様式（第8条関係）

（平9規則25・旧第8号様式繰上・一部改正）